

施工円滑化による健全な社会資本整備を目指して

～無報酬業務解消による労働時間の短縮にむけて～

平成 22 年 2 月

日本建設産業職員労働組合協議会

はじめに

日本建設産業職員労働組合協議会（日建協：加盟組合数 38、組合員数約 36,000 名）は、建設産業のホワイトカラー労働者で組織した産業別の労働組合です。特に労働時間短縮（以下、時短）にむけては、提言書や労働時間調査結果をもとに、行政、発注者、加盟組合企業に対して提言活動を行っています。

そのようななか、日建協が加盟組合員を対象とした労働時間調査（約 1 万名を対象に 2009 年 11 月に実施）によると、土木作業所の平均所定外労働時間は 80 時間を超え、そのうち約 3 割の組合員が 100 時間以上の所定外労働をしていました。その原因を分析してみると「発注時に契約図書に不明確な部分があり着工後の変更対応が多く、その分の残業がとても多い」など、対価を伴わない契約外業務（以下、無報酬業務）が残業の多さに繋がっているとの意見が多くみられました。

そこで日建協では、このような業務の解消を目指して取り組んできましたが、一方で国土交通省でも施工円滑化にむけた「工事条件明示の徹底」をはかるための手引きや、業務範囲が曖昧になりがちな「設計図書の照査」業務についてのガイドラインを作成するなど、契約内容をより明確にしてスムーズな施工体制を整えていこうとする対策がとられています。そこで日建協では、これらの国土交通省の各種施策を活用することにより、無報酬業務の解消を図るべく、改善提案書「契約内容の明確化にむけた提案」を策定し、2008 年 5 月から 11 月にかけて全地方整備局に改善提案を行いました。

その後 2009 年 4 月には国土交通省から「設計変更ガイドライン、工事一時中止ガイドラインの順守を特記仕様書に記載する」との方針が打ち出され、まさしくこの対策は、日建協が求めていたものであり、業務分担の適正化に繋がる大きな一歩と考えています。

この対策を受け日建協では、2009 年 11 月に国土交通省直轄工事に従事する加盟組合員を対象に「国土交通省直轄工事作業所アンケート」（以下、作業所アンケートと称す）を実施しました。アンケートの結果、依然として作業所では無報酬業務が行われており、それが労働負担となっているとの回答が多く見られます。設計変更ガイドラインをはじめとする施策は作業所で働く組合員に浸透がなされてきていますが、十分な活用には繋がっていないとの声も多く寄せられています。一方で、設計変更ガイドラインなどの施策を活用することにより、業務負担の低減に繋がるとの期待の声も寄せられていることから、更なる改善が受発注者間のコミュニケーション向上にも効果的であると考えます。

日建協では、加盟組合内への更なる周知のため、リーフレットの作成、機関誌による広報などを行い、受注者側での活用を促しています。発注行政である国土交通省においても更なる活用を図っていただきたく、施策について提案をいたします。

目 次

1. 活動の概要	・・・1
2. 無報酬業務の定義	・・・1
3. 作業所アンケート結果概要	・・・1
4. 無報酬業務解消にむけた日建協の改善提案	・・・3
5. 作業所アンケート結果詳細	・・・5

1. 活動の概要

日建協では無報酬業務の解消を目指し、国土交通省への提言活動を進めてきました。2009年4月には、地方整備局に対しかねてより提案してきた「設計変更ガイドラインの順守を特記仕様書に記載する」との対策を実施することが国土交通省より打ち出され、設計変更ガイドラインの活用、無報酬業務の解消にむけた大きな一歩と捉えています。この対策を有効活用するにあたり、作業所における現状把握をすることが重要と考え、作業所アンケート調査を実施しました。アンケートでは、無報酬業務の現状をはじめ、設計変更ガイドライン、ワンデーレスポンスなど国土交通省が打ち出した施策の活用状況を調査しました。作業所アンケートの結果から得た、施策の活用にもつれた提案をさせていただきます。

2. 無報酬業務の定義

日建協では、以下のような業務を無報酬業務と定義しています。

無報酬業務の定義：

- ① 契約時の契約図書の曖昧さ（内容の不備）から生じる契約外業務（関係機関との協議及び資料作成、設計変更資料作成等）において、その業務を受発注者どちら側が行うべきかの責任区分が不明確なため、商習慣的（片務的）に受注者が発注者の要求により行っている業務。
- ② 受注後の設計照査において、設計・計画と混同するような過度な検討（構造計算、耐震計算等）を発注者の要求により行っている業務。

上記に示したような契約外業務を受注者が行うことで発生する、本来行わなくてもよい労働時間のことを無報酬業務と定義している。

3. 作業所アンケート結果概要

1) 基本事項

調査対象	日建協加盟組合における国土交通省直轄工事作業所
回答数	187 作業所から回答があった
調査期間	2009年11月

なお、報告中に用いた2007年度調査分と2008年度調査分の基本情報は以下のとおりです。

※2007年度調査

調査対象	日建協加盟組合における国土交通省直轄工事作業所
回答数	277 作業所から回答があった
調査期間	2007年10月

※2008年度調査

調査対象	日建協加盟組合における国土交通省直轄工事作業所
回答数	184 作業所から回答があった
調査期間	2009年3月

2) 無報酬業務の現状について

依然として約60%の作業所から、「無報酬業務を行っており、労働負荷に繋がっている」との回答がされています。その内訳は2007年度、2008年度調査から若干の数値変化はあるものの、設計変更業務に起因する内容が多いことが特徴として挙げられます。

3) 条件明示について

条件明示の通達は、2008年度調査との比較で、「知っている」との回答が10%以上上昇しており、受注者側での認知度が上がっていることが裏付けられます。質問書に対する回答も「満足できる回答を得られた」「ほぼ満足できる回答が得られた」との回答も増加しているものの、「工事受注後すぐに着工できなかった」とする作業所も依然として60%を越えています。

4) 設計照査について

設計照査ガイドラインを「知っている」とする割合は、2007年度、2008年度調査から大幅に増加しています。「設計照査ガイドラインが全く活用されておらず、過度な設計照査業務を依頼されている」「一部で過度な照査を要求されている」との回答が2009年度調査では最も低い値となっており、設計照査業務の適正化が進んだことがうかがえます。

5) 設計変更について

2009年4月に打ち出された「設計変更ガイドラインの順守を特記仕様書に記載する」ことは約60%の作業所で認知されている結果になりました。しかしながら一方で、「特記仕様書に該当する記載がなく、発注者からの指導もなかった」とする回答が半数を越えているとともに、発注者の対応も「変化がない」と約80%の作業所が回答していることから、更なる改善の必要性が感じられます。

6) 三者会議について

会議の認知度は、他の施策同様に上昇しています。会議を実施した割合も50%を超えたものの、国土交通省からは三者会議の実施を拡大することが表明されており、更なる適正な実施により、円滑な現場運営に繋がると考えられます。

7) ワンデーレスポンスについて

施策の認知度は90%を超え、周知に一定の効果があつたものと考えます。ワンデーレスポンス導入後の発注者の対応が「速くなった」「多少速くなった」との回答は約40%から寄せられています。

8) 工事書類の簡素化について

工事書類の簡素化要領の認知度は年々上昇しています。しかしながら一方で簡素化が図れているかとの問いに対しては「うまく活用し、簡素化が図れている」との回答が依然として15%ほどにとどまっています。活用されない理由として、「発注側の担当者によって運用にバラつきがある」との回答が50%を越えています。

9) 設計変更審査会について

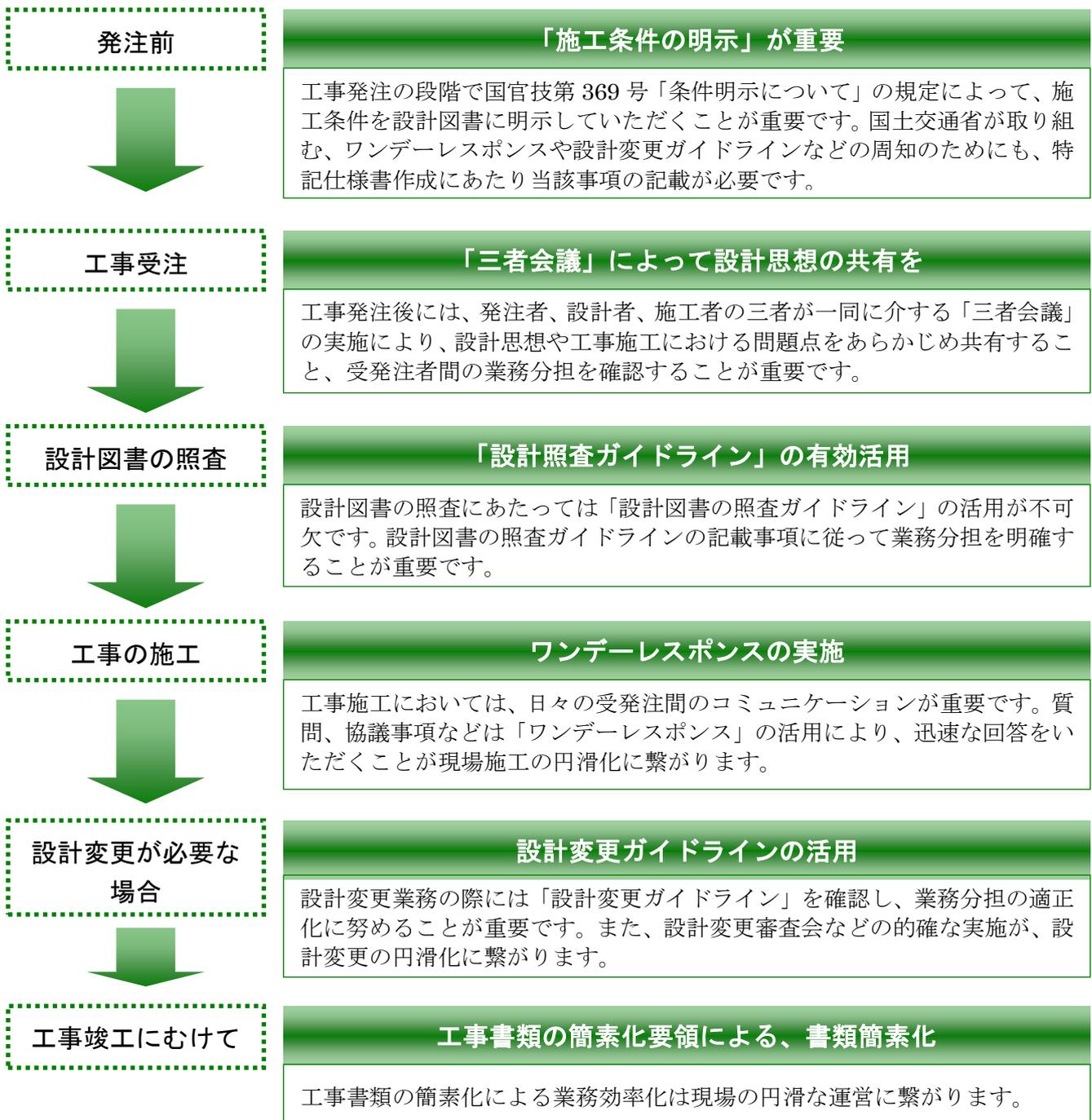
2009年度から調査を実施しました。アンケート結果によると、設計変更審査会を「名前も内容も知っている」と回答した割合は約25%にとどまっており、今後の周知活動が必要と考えられます。

4. 無報酬業務の解消にむけた日建協の改善提案

● 施工円滑化にむけた国土交通省の施策に対する日建協の考え方

受発注間の責任区分があいまいになりがちな設計照査業務や設計変更業務に対するガイドラインや受注者からの質問、協議事項などに迅速な回答をいただくワンデーレスポンスなど、工事施工の円滑化にむけた国土交通省の施策は、無報酬業務解消に繋がるものと日建協では考えています。

下の図で示すように、これらの施策は工事の発注時から設計変更時、日々の工事施工や打ち合わせ、工事竣工に至るまであらゆる場面で有効に活用されるべきものであり、それが円滑な現場施工さらには無報酬業務の解消に繋がります。このような観点で施工円滑化にむけた施策の更なる活用を目指した提案をさせていただきます。



(1) 現場施工の円滑化を目指した、国土交通省の施策の更なる活用にむけた提案

改善提案

- ・ 施工円滑化にむけた施策活用のため、工事施工に関する相談を受け付ける窓口などを設置していただきたい。また、取り組みの周知のためにもホームページに掲載するなどし、受注者側への浸透を図っていただきたい。
- ・ 窓口寄せられた質問と回答は、ホームページに Q&A 集を掲載するなど広く公開し、受注者側に周知していただきたい。

① 施工円滑化にむけた施策に対する日建協の考え方

施工円滑化にむけた施策は、確実に受注者側へ浸透していますが、依然として無報酬業務が存在し労働負担になっているとの声があります。これはそれぞれの施策が受発注者双方において十分に活用されていない結果とも見ることができます。各施策の活用にむけて、工事発注から竣工に至るあらゆる場面でそれぞれの施策が、受発注者双方で十分に認識されて有効に機能することが必要です。

② 提案に対する考え方

施策活用への第一歩として、受発注者間相互の更なるコミュニケーション向上のための対策として上記の2点を提案いたします。現在、九州地方整備局で取り組まれている「いきいき現場づくり」や、関東地方整備局が設置している「建設現場悩み相談窓口」は、受注者が工事を履行する上での問題点などについて声を上げることができる、施工円滑化に直接繋がる取組みと考えます。このような取り組みを全国の地方整備局に水平展開することによって受発注者間の更なるコミュニケーション向上に繋がると日建協では考えます。さらにコミュニケーション向上により、施工に対する問題点などの共有に繋がり、無報酬業務が発生しやすい設計変更業務の円滑化、適正な業務分担に繋がります。

導入に至っていない地方整備局では、工事の円滑化に繋がるこのような取り組みを実施することが重要です。

更に、九州地方整備局の取り組みのように、窓口寄せられた質問と回答を公開することにより、さらなる水平展開に結びつくと考えられます。

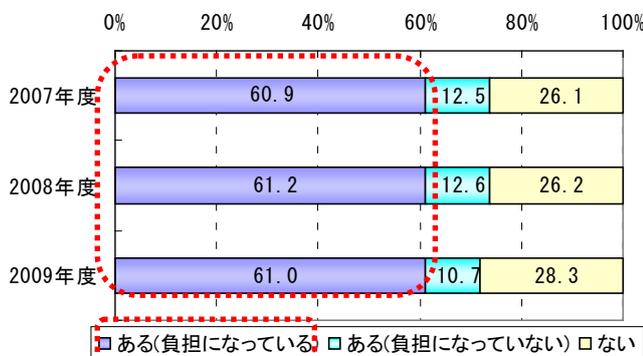


図 1-1 無報酬業務を行ったことがあるか

『これまでの意見・回答』一覧表

[【九州地方整備局TOP】](#)
[【意見の窓口】](#)
[【いきいき現場づくり】](#)

NO.	タイトル(項目)	投稿年月日
☆	お知らせ	H21.10.27
33	市へ移管する付替道路の舗装構成について NEW	H22.1.15
32	生コンクリートについて	H22.1.12
31	段階確認及び立会確認現場時の写真について	H21.12.28
30	公共工事品質確保技術者について	H21.12.25
29	工事打合せ簿(協議)、ワンデーレスポンスについての提案	H21.12.17
28	業務委託技術者の配置についての提案	H21.12.17
27	専門技術者の配置について	H21.12.17
26	見積もりの作成について	H21.12.17
25	工事書類の簡素化について	H21.12.10
24	監督補助員との関係について	H21.12.10
23	特記仕様書の記載について	H21.12.2
22	設計変更について	H21.12.2
21	意見要望について	H21.11.26
20	イメージアップ経費について	H21.11.26
19	河川堤防の法面保護について	H21.11.16

図 1-2 工事相談窓口 Q&A集
(九州地方整備局HPより)

(2) 設計変更ガイドラインの更なる活用に向けた提案

改善提案

- ・ 既発注工事のうち、特記仕様書に「設計変更ガイドラインに基づき設計変更業務を行う」との記載が無い工事については、発注者からガイドラインについて指導を行っていただきたい。
- ・ 設計変更ガイドライン記載事項の徹底や受発注者間の責任区分を確認するため、受発注者双方が集まる三者会議などでガイドラインについて勉強会などを開催していただきたい。

① 設計変更ガイドラインに対する日建協の考え方

設計変更業務は、日建協が考える無報酬業務の最も発生しやすい業務の一つです。作業所アンケートによると、「設計変更業務に伴う工法検討、図面作成、構造計算」や「設計図書の不具合による修正業務」といった設計変更に起因する無報酬業務により労働負担に繋がっているとの声が寄せられています。受発注者の責任区分が明確に示されている設計変更ガイドラインを活用することによって、このような業務の解消を図ることが重要と考えます。

② 提案に対する考え方

2009年4月に国土交通省から打ち出された「設計変更ガイドラインに基づき、設計変更業務を行う」よう特記仕様書に記載する取り組みは、受発注者双方へガイドラインの徹底を促すものであり、歓迎するところです。しかしながら作業所アンケート結果によると、6割近い作業所で「特記仕様書に該当する記載がなく、発注者からも指導などはなかった」との回答があります。一方で設計変更業務分担について「請負者が全て行っている」との回答が減っていることから推察すると、設計変更ガイドラインをはじめとする取り組みが効果を挙げていると考えられます。このことから設計変更ガイドラインの内容を指導していただくことによって、より一層の責任区分の明確化に繋がると考えられることから提案をするものです。

また、ガイドラインの周知、責任区分の確認のためにも受発注者双方への説明の機会を確保することも重要と考えることから、勉強会の開催を提案いたします。

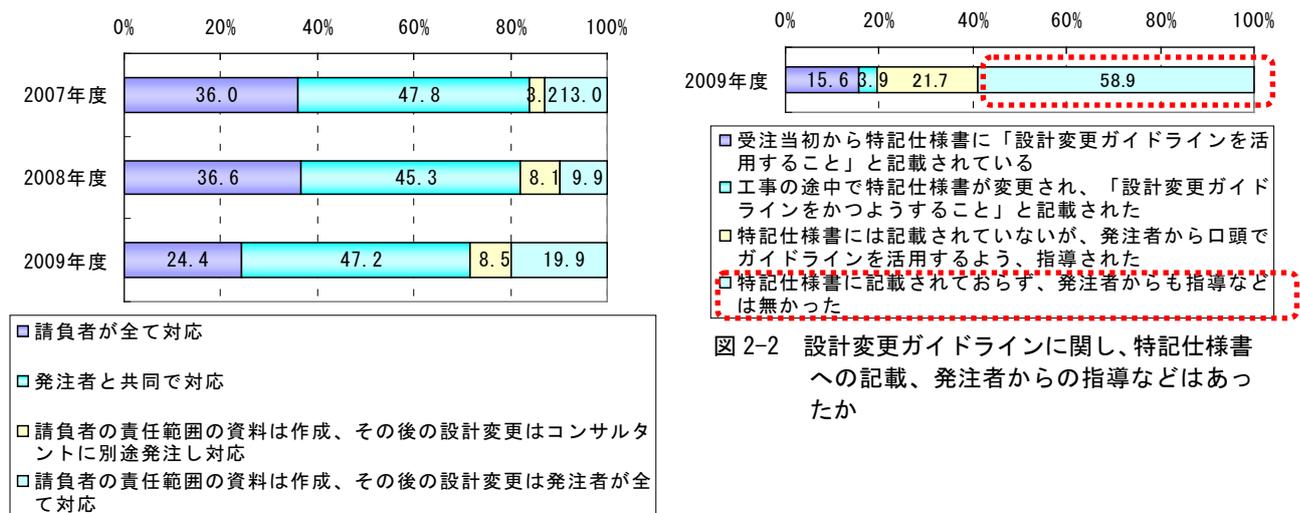


図 2-1 設計変更業務は受発注のどちらが行っているか

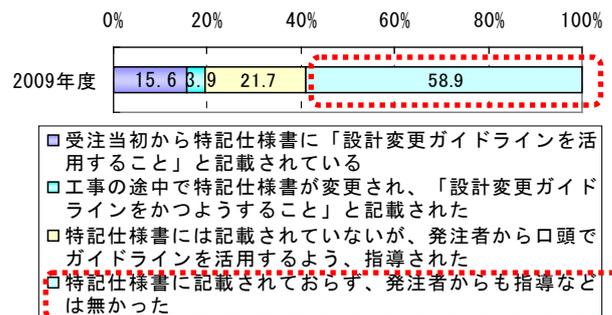


図 2-2 設計変更ガイドラインに関し、特記仕様書への記載、発注者からの指導などはあったか

(3) ワンデーレスポンスの更なる活用にむけた提案

改善提案

- ワンデーレスポンスの有効活用のため、受発注者間で取り交わす工事打ち合わせ簿に、発議日とともに回答希望日を記載する欄を設けていただきたい。
- ワンデーレスポンスへの意識を高めるため、対象工事であることを特記仕様書に明記していただきたい。

特記仕様書記載例)

1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

① ワンデーレスポンスに対する日建協の考え方

私たち受注者からの質問、協議事項などに一日以内での回答をいただく、あるいは回答時期を示していただくことにより、円滑な現場運営に繋がります。依然として「質問に対して迅速な回答がいただけない」との声もあることから、ワンデーレスポンスの適正運用が必要と考え、提案をするものです。

② 提案に対する考え方

作業所アンケートでは、ワンデーレスポンス運用の問題点として、「質問を提出しても差し戻しが多く受理してもらえず、1日での回答が得られない」「今まで同様に追加資料を求められるため、変わらない」との回答が多く寄せられています(図 3-2)。一方、ワンデーレスポンスが活用されれば「業務負担が多少でも軽減される」と回答する組合員が60%を超えている(図 3-1)ことから、更なる改善によって無報酬業務の解消に繋がると考えます。ワンデーレスポンス活用のため、受発注者間で取り交わす工事打ち合わせ簿に回答希望日を明記する対策を提案します。口頭でのやりとりを文書化することで受発注者双方の意識向上に繋がると考えます。また、ワンデーレスポンス実施対象工事であることを特記仕様書に記載することで、受発注者相互での確認に繋がると考え、提案いたします。

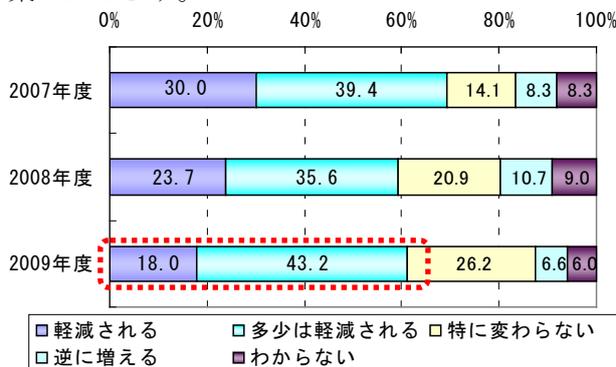


図 3-1 ワンデーレスポンスが活用されれば、請負者の労働負担は軽減するか

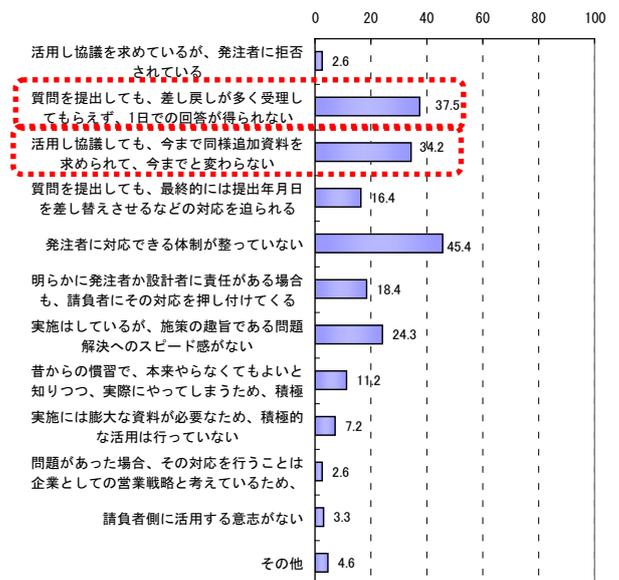


図 3-2 ワンデーレスポンスの活用を妨げる要因